

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	王喜地区 (工領集落、西串集落、東串集落、諸村集落、前草場集落、後草場集落、中原集落、笹ヶ瀬集落、畑集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山陽小野田市と隣接する当地域は、下関市の東部に位置する水稲中心の農業地帯であり、木屋川流域や干拓により造成された沿岸部に広がる平野部では、水稲や麦等の土地利用型作物だけでなく、アスパラガスや花卉等の園芸作物の生産も盛んに行われている。  
地域内の担い手のうち、法人は不在地主や高齢化により営農を断念した農地を中心に集積し、水稲や麦等の土地利用型作物中心の経営を行い、農地の維持管理に取り組んでいる。また、個人の認定農業者と担い手は水稲や野菜を主体とした経営を行っている。  
ほ場整備田の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がいる場合は、担い手を中心に農地の集約化を図るとともに、ほ場整備の実施によりほ場を大区画化し、農作業の効率化を図っている。  
【地域の基礎的データ】  
農業者:84人(うち69歳以下20人)、団体経営体(法人、集落営農組織等)3経営体  
主な作物:水稲、麦、アスパラガス、花卉

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備実施後の王喜東地区については、(農)松屋と認定農業者である1経営体に集約化を進め、王喜宇津井地区については、(農)松屋と認定農業者である2経営体に集約化を進め、王喜白崎地区については、(農)松屋と認定農業者である1経営体に集約化を進め、王喜松屋地区については、(農)松屋と認定農業者である1経営体に集約化を進める。  
また、王喜畑地区については、(農)茜ファームを中心に(株)下関ファームと認定農業者である4経営体に集約化を進める。  
地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるように必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。  
農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農機の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	197.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	195.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農業を担う者が耕作する農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
王喜地区の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がいる場合は、認定農業者である法人を中心に農地の集約化を図っていく。 ほ場整備が実施されている王喜東地区の農地利用は、ほ場整備完了後は、(農)松屋と個人の認定農業者1経営体が担い、王喜宇津井地区の農地利用は、(農)松屋と個人の認定農業者2経営体が担い、王喜白崎地区の農地利用と王喜松屋地区の農地利用は、(農)松屋と個人の認定農業者1経営体が担い、農地の集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、王喜東地区、王喜宇津井地区、王喜白崎地区及び王喜松屋地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 王喜畑地区については、ほ場の再整備事業を検討する。 多面的機能支払制度等を活用し、老朽化しつつある水路や農道については、永続的に農業生産を行うための農地及び体制を整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
積極的に地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるヘリ防除作業は、山口県農業協同組合への委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、ヌートリア等の目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。
- ③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の活用を進める。
- ⑨畜産農家と連携した堆肥散布や飼料作物の栽培などを行い、耕畜連携に取り組む。
- ⑩新規・特産化作物の導入方針について、水稻は恋の予感やにじのきらめきなどの多収米及び高温耐性品種の作付けに取り組む。また、玉ねぎやじゃがいもなどの学校給食用の野菜の作付けに取り組む。